

一、地方自治體ニ對スル鬪爭目標
 (1) 府縣制條百五十二條、市制第二十八條、町村制第一百十八條ニ
 依ル農村生活者ノ納稅負擔
 (2) 府營業稅、諸車稅等ノ大衆稅撤廢
 (3) 戶數割諸車稅附加稅大衆稅即時撤廢
 (4) 資本家地主ニ對スル直接ノ鬪爭目標
 (5) 在業手圖以下ニ農產生活者ノ借金元利切檢
 (6) 農業資金無擔保融通
 (7) 國庫全額負擔ニ依ル鹵價損失補償
 (8) 鹵價補償法、套鷺保險法ノ制定
 (9) 義務教育費國庫全額負擔
 (10) 兒童學用品ノ國庫負擔
 (11) 青年訓練所ノ即時廢止
 (12) 入營兵士家族生活ノ國庫補償

財團法人協同會大衆支所

財團法人協同會大衆支所

一、地方自治體ニ對スル鬪爭目標
 (1) 府縣制條百五十二條、市制第二十八條、町村制第一百十八條ニ
 依ル農村生活者ノ納稅負擔
 (2) 府營業稅、諸車稅等ノ大衆稅撤廢
 (3) 戶數割諸車稅附加稅大衆稅即時撤廢
 (4) 資本家地主ニ對スル直接ノ鬪爭目標